

広島文教大学における障害のある学生への支援に関する基本方針

広島文教大学（以下「本学」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 機会の確保

障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持する。

2 情報公開

障害のある入学希望者や本学に在籍する障害のある学生に対し、本学全体としての受入れ姿勢・方針を示す。

3 決定過程

障害のある学生または家族等からの要望に基づき、調整を行う。

4 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

5 支援体制

障害学生支援委員会が関係部署と連携しながら必要に応じ障害のある学生に対し支援を実施する。

6 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、障害の状態や特性等に応じた環境整備の促進に努める。